

諸外国憲法における生存権の規定について①

国	憲法	規定
フランス	フランス共和国憲法	<p>【1946年憲法 前文11項】</p> <p>国は、すべての人、特に、児童、母親及び年老いた労働者対し保健、物質的保証、休息及び余暇を保障する。</p> <p>人は誰でも、その年齢、肉体的若しくは精神的状態、経済的事情のために労働することのできないことが分かったとき、国家又は公共団体に対して、相当な生活の手段を求める権利を有する。</p> <p>※なお、1958年憲法前文に、「フランス人民は、1946年憲法の前文により確認され補足された1798年の権利宣言によって定められたような人間の諸権利に及び国民主権の諸原理に対するその愛着を厳粛に宣言する。」と規定されている。</p> <p>※ 欧州連合基本権憲章（リスボン条約により法的拘束力を付与）を批准</p>
イタリア	イタリア共和国憲法	<p>【第38条】</p> <p>労働の能力がなく、生活に必要な手段を持たないすべての市民は、社会的な扶養及び補助を受ける権利を有する。</p> <p>労働者は、災害、疾病、廃疾及び老齢、その意に反する失職の場合に、生活の要求に応ずる手段が配慮され、且つ保障される権利を有する。</p> <p>能力のない者及び年少者は、教育及び職業指導を受ける権利を有する。</p> <p>本条の定める任務は、国によって設けられ又は整備される機関及び施設が、これに当たる。</p> <p>※ 欧州連合基本権憲章を批准</p>
ドイツ	ドイツ連邦共和国基本法	<p>生存権に関する規定を有しない。</p> <p>※ 欧州連合基本権憲章を批准</p>
イギリス		<p>成文憲法を有しない。</p> <p>※ リスボン条約を批准しているが、欧州連合基本権憲章については適用除外</p>
アメリカ	アメリカ合衆国憲法	<p>生存権に関する規定を有しない。</p>

諸外国憲法における生存権の規定について②

国	憲法	規定
スペイン	スペイン憲法	<p>【第39条】</p> <p>① 公権力は、家族の社会的、経済的及び法的保護を保障する。</p> <p>② 同様に、公権力は、親子関係にかかわらず法の下での平等な子に対する完全な保護を保障し、民事身分のいかなを問わず母の完全な保護を保障する。父子関係の調査は、法律により、これを行うことができる。</p> <p>③ 親は、嫡出たると非嫡出たるとを問わず、子が未成年の間、及び法律の定めるその他の場合において、子に対してあらゆる種類の支援を行わなければならない。</p> <p>④ 児童は、その権利に配慮する国際協定に定められた保護を享受する。</p> <p>【第40条】</p> <p>① 公権力は、経済安定政策の範囲内で、社会的及び経済的進歩のため、並びに地域的及び個人的所得の最も公平な配分のために好都合な条件を整備する。公権力は、とくに完全雇用を目的とする政策を遂行しなければならない。</p> <p>② 同様に、公権力は、職業訓練及び職業再訓練を保障する政策を促進する。また、公権力は、労働における安全及び衛生に配慮し、並びに労働日の制限、定期的有給休暇、及び適切な施設の促進を通じて、必要な休息を保障する。</p> <p>【第41条】</p> <p>公権力は、全ての市民に対し、困窮状態、とりわけ失業の場合において、十分な社会的扶助及び社会的給付を保障するため、公的な社会保障制度を維持する。補足的な扶助及び給付は、自由である。</p> <p>【第42条】</p> <p>国は、在外のスペイン人労働者の経済的及び社会的権利の保護に特に配慮し、かつその帰国政策を推進するものとする。</p> <p>【第43条】</p> <p>① 健康の保護に対する権利は、これを認める。</p> <p>② 予防措置並びに必要な給付及びサービスを通じて公衆衛生を組織化し及び管理することは、公権力の権能である。これに関するすべての人の権利及び義務は、法律でこれを定める。</p> <p>③ 公権力は、健康教育、体育及びスポーツを奨励する。同様に、公権力は、余暇の適切な利用を促進する。</p> <p>※ 欧州連合基本権憲章を批准</p>

国際条約等における生存権の規定について

○ 世界人権宣言(1948年) ※国連総会で採択

【前文】

(前略)人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、**恐怖及び欠乏のない世界**の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、(中略)国際連合総会は、(中略)すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

○ 国際人権規約(A規約)(1966年) ※批准済み

【第9条】

この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。

【第11条】

- 1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために**適当な措置**をとり、このためには、**自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。**
- 2 この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。
 - (a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。
 - (b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。

○ 欧州連合基本権憲章(2000年)

【第34条】

1. 連合は、出産、病気、労働災害、介護が必要な状態または老齢等の場合、および失業の場合に、共同体法ならびに国内の法令および慣行が定める規則に従って、社会保障給付および保護を提供する社会サービスに対する資格を認め、尊重する。
2. 欧州連合内で合法的に居住および移動するすべての者は、共同体法ならびに国内の法令および慣行に従って、社会保障給付と社会的便宜を受けることができる。
3. **社会からの排斥及び貧困と闘うために、連合は、共同体法ならびに国内の法令および慣行が定める規則に従い、十分な資力を持たないすべての人に品性ある生活を確保するように、社会扶助および住宅支援に対する権利を認め、尊重する。**